

令和6年 月 日

吉野町長 中井 章太 様

吉野町行政サービスの変革・
新庁舎整備検討審議会
委員長 中川 幾郎

【案】吉野町新庁舎整備等基本構想案の策定について（答申）

令和5年11月30日付け吉総第222号で諮問のありました吉野町新庁舎整備等基本構想案の策定について、本審議会で審議を重ねた結果、適切であると認め、下記の意見を添えて答申いたします。

答 申

本審議会は吉野町行政サービスの変革・新庁舎整備検討審議会設置要綱に基づき、令和5年11月に吉野町長から吉野町新庁舎整備等基本構想の策定について諮問を受け、全7回にわたり、検討および審議を進めてきました。

行政サービスの変革により、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るとともに、新庁舎整備により、安心・安全な庁舎機能を備える必要があります。これらは吉野町のまちづくりにおける一大事業であり、新庁舎整備における基本理念、役割と機能、設置場所などについて、町民代表委員の意見や学識経験者の見解、事務局から提供された資料等を踏まえて、慎重に審議し、このたび吉野町新庁舎整備等基本構想案を別冊のとおりまとめました。

なお、行政サービスの変革と新庁舎の整備を進めるにあたり、本審議会の意見が十分に反映されるよう本答申を尊重していただきますとともに、より多角的な検討を進め、最善の努力をされるよう要望いたします。

（1）行政サービスの変革と新庁舎整備の必要性

吉野町において、DX技術の変革を進めるために、町民に対するサービスの利便性向上とアナログな業務のデジタル化を実現するための課題解決が必要である。また、デジタルに不慣れな人や利用が困難な人に対し、行政がサポートし、あらゆる世代がDX技術の恩恵を受けられるような取り組みが求められている。

また、耐震工事が行われていない現本庁舎は、建築から約65年が経過しており、建物の老朽化が顕著に見られ、特に地震災害時の業務継続、住民窓口としての機能継続に困難が生じるおそれがあると

もに、町民の救助・支援等の中心となる災害対策本部としての機能発揮にも困難が想定されることから、早急な新庁舎整備への取り組みが必要である。

（２）基本理念と庁舎機能

①災害対策拠点機能

昨今の激甚化する災害に対して、町民・職員の命を守り、災害対策機能を有する拠点整備が急務である。災害対策支援に必要な機能の整備や高齢化等によるコミュニティの過疎化が進む地域へのサポート、災害対応に取り組む職員へのメンタルケアなど、「公助が機能する庁舎のあり方」の実現に努められたい。

②行政サービスの変革

町民と役場の双方で求める「役場のありたい姿」について、共通認識を持ち、双方の課題解決に結びつくようなデジタル・DX技術による行政サービスの変革が求められる。「ありたい姿」を描くために庁舎整備までの時間を活用し、「必要な人に必要なサービスを届けるために何をすべきなのか」、「役場と町民の接触時間を増やすためにやるべきことは何か」などの観点から、町民や事業者らと共にキーワードを掲げ、町民や職員と顔の見える環境を整えるよう取り組まれたい。

③持続可能なまちづくり

新庁舎移転を契機とした「持続可能なまちづくり」計画において、上市地区のまちづくりを起点とした吉野町の発展を推進することが重要であることから、新庁舎整備とあわせて官民連携によるまちづくり計画を進められたい。

なお、上市地区は役場の有無に関わらず、歴史・自然・観光資源で大きなポテンシャルを有していることから、吉野町に新たな価値を創造する戦略にも取り組まれたい。

（３）新庁舎整備

すでに一部機能が分庁化され、行政サービスが提供されている現吉野町役場は、現時点で必ずしも機能を全て集約する必要はなく、課を超えた情報共有・意思統一や住民サービス向上については、DX技術の活用や職員の意識改善により改革できる。

また、現本庁舎が抱える課題を解決し、上記「（２）基本理念と庁舎機能」を備え、既存施設の改修により将来の負担を抑えることが見込まれる新庁舎整備検討場所として、「旧吉野北小学校跡地」の活用に取り組まれたい。

（４）その他

本審議会委員による審議内容の意見などを十分に踏まえ、庁舎を利用する全ての人にとって「より良い新庁舎整備」の実現に努められたい。また、大規模災害がいつ発生するか分からないことを踏まえ、新庁舎整備の早期実現に努められたい。

以上